

原 規 規 発 第 号
令 和 年 月 日

異議申立人

総代

殿

原子力規制委員会

執行停止申立てに対する決定について（通知）（案）

異議申立人（以下「申立人」という。）らから平成 27 年 7 月 23 日付けをもって執行停止申立て（以下「本件執行停止申立て」という。）のあった、平成 27 年 5 月 27 日付けで原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）が行った核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 43 条の 3 の 24 第 1 項の規定に基づく九州電力株式会社川内原子力発電所の保安規定の変更認可（以下「本件保安規定変更認可」という。）については、下記の理由により、その執行を停止しないこととしたので、通知します。

記

理由

第 1 申立人らについて

執行停止申立てに関する決定は、審査庁が係争処分についての終局判断をなすまでの間、申立人らの権利保全の必要があると認めるときに、暫定的措置としてなす付随的処分であるため、申立人らが執行停止申立てを行う前提として、本案に対する申立人らの異議申立適格が認められる必要があるところ、申立人らの中には、九州電力株式会社川内原子力発電所（以下「本件発電所」という。）から相当離れた地に住所を有する者もあり、異議申立ての適格を有するか否か定かではない者もいる。

しかしながら、行政庁の違法又は不当な処分に関し、簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図るといふ異議申立制度の趣旨を重視し、当該一部申立人らについて異議申立ての適格を欠くものとして本件申立てを却下することはせず、この点についての判断は留保した上で、本件執行停止申立てに対する判断を行った。

第2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるとは認められないことについて

行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの）第34条第4項の「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要がある」と認められるためには、申立人らは、本件保安規定変更認可によって申立人らにいかなる具体的・現実的な損害が発生し、その損害が重大であり、かつ、その損害を避けるために本件保安規定変更認可を執行停止する緊急の必要性があることについて主張・立証すべきところ、本案において本件保安規定変更認可の違法性、不当性を主張するにとどまり、行政不服審査法第34条第4項の要件について具体的に主張・立証をしていない。また、本件保安規定変更認可に係る保安規定は原子炉等規制法第43条の3の24第2項に適合するものであると認められること、第3に述べるところにより本案について理由がないことから明らかなとおり、重大な損害を避けるため緊急の必要があると認められる具体的事実は見受けられない。

以上によれば、行政不服審査法第34条第4項の「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要がある」ことに関する申立人らの主張を勘案しても、行政不服審査法第34条第4項の「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要がある」ことは認められない。

第3 本案について理由がないとみえることについて

1. 申立人らの主張

申立人らの主張はおおむね以下のとおりである。

火山活動のモニタリング（以下「火山モニタリング」という。）に関する審査について、火山モニタリングの具体的な方法や判断基準については社内規定文書の記載となっており、原子力発電所の火山影響評価ガイド（原規技発第13061910号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）以下「火山ガイド」という。）の要求事項であるにもかかわらず、審査の内容が不明である。

火山モニタリングに関する審査について、審査に火山の専門家が関与してお

らず、科学的技術的知見が反映されていない。

本件保安規定における火山モニタリングに関する記載については、火山ガイドの要求事項を満たしておらず、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 5 号。以下「設置許可基準規則」という。）第 6 条に不適合である。また、「破局的噴火」に備え、事前に燃料体の貯蔵方法等について検討した結果を当委員会が審査すべきである。

当委員会による審査に際しては、先行して、火山ガイドの改訂が必要であったがこれが実施されておらず、改訂された場合には本件発電所は立地不適となるはずである。

2 . 本件保安規定変更認可の違法又は不当について

申立人らは、本件保安規定変更認可について違法又は不当な点を主張するので、以下個別に検討する。

火山モニタリングの具体的な方法や判断基準が社内規定文書の記載とされていることなどが違法又は不当であるという主張について

申立人らは、1 のとおり、火山モニタリングに関する審査について、その具体的な方法や判断基準については社内規定文書の記載となっており、火山ガイドの要求事項であるにもかかわらず、審査の内容が不明であるとして、本件保安規定認可処分が違法又は不当である旨主張するようである。

しかしながら、火山モニタリングに関し、保安規定の記載事項は実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 92 条 1 項各号に掲げる事項であるが、具体的にいかなる内容が記載されるべきかについては、発電用原子炉による災害の防止上十分であるか否かを判断し得る程度の規定であるか否かという観点から、当委員会が、事業者による申請内容を踏まえて、合理的な裁量により判断することが相当である。そして、以上のような観点を踏まえつつ、実効性のある保安活動を可能とするため、保安規定においては、事業者に確実な遵守が求められるものとして、火山モニタリング等の保安活動についてその行為者や行為内容が規定されていることは必要とするものの、その詳細、例えば申立人らが主張する火山モニタリングの具体的な方法や判断基準等については、事業者の責任の下で柔軟な見直しが可能なものとするため、保安規定への記載は求めないで社内規定文書に規定させることが相当であるとし、かかる方針の下に本件保安規定変更認可を行ったものであり、当委員会の判断は合理的である。

よって、申立人らの主張は、理由がない。

本件保安規定変更認可に火山に関する科学的技術的知見が反映されていないということが違法又は不当であるという主張について

申立人らは、1 のとおり、火山モニタリングに関する審査について、審査に火山の専門家が関与しておらず、科学的技術的知見が反映されていない旨主張するようである。

しかしながら、火山モニタリングに関する審査の際に参考とされた火山ガイドは、IAEAが提供する最新の科学的知見に基づく火山の影響評価に関する国際的な安全指針であるIAEA・SSG-21等を参考にするとともに、独立行政法人原子力安全基盤機構において収集した火山学的な知見に基づいて作成したものであり、火山学者の意見を踏まえ、火山学の知見を反映したものであること、当委員会では火山に関する研究部門を設けており、外部の専門家等とも共同で研究を行うなど最新の科学的知見の収集に努めており、本件発電所についても最新の科学的知見を適切に反映させて設置変更許可に係る審査を行い、それを前提に本件保安規定変更認可に係る審査を行っていることなどに鑑みれば、申立人らの指摘は当たらない。

したがって、申立人らの主張には理由がない。

「破局的噴火」に備え、事前に燃料体の貯蔵方法等について検討した結果を当委員会が審査すべきであるという主張について

申立人らは、1 後段のとおり、本件保安規定変更認可の審査において、「破局的噴火」について、兆候を把握し、評価してから検討を行うのでは時間的余裕がない可能性があるから、事前に燃料体の貯蔵方法等について検討した結果を当委員会が審査すべきであるなどと主張するようである。

しかしながら、当委員会は、設置変更許可に係る審査において、本件発電所の運用期間中に設計対応不可能な火山事象によって本件発電所の安全性に影響を及ぼす可能性が十分小さいことを確認している。

その上で、発電所の運用期間中に設計対応が不可能な火山事象によって安全性に影響を及ぼす可能性が十分小さいと評価した火山であっても、あらかじめ、原子炉の停止、燃料の搬出等の対策を想定し、可能な範囲での対処方針を定めることを求めている。そして、本件保安規定変更認可の審査において、原子炉の停止、燃料の搬出等の計画の策定に関することも含め、可能な範囲での対処方針を定めていることについても確認しているところであり、保安規定変更認

可の審査として十分なものといえる。

よって、申立人らが主張する燃料体の貯蔵方法等の検討の時期について保安規定変更認可に係る審査の対象としていないことは合理的である。

したがって、申立人らの主張には理由がない。

4．本件異議申立てに係る事由のうち本件保安規定変更認可に係る審査の対象ではないものについて

本件異議申立てに係る事由のうち以下のものは、本件保安規定変更認可に係る審査の対象ではないので、申立人らの主張には理由がない。

以下、個別に理由を述べる。

本件保安規定変更認可を受けた火山モニタリングは火山ガイドの要求事項を満たしておらず、設置許可基準規則第6条に不適合であるという主張について

申立人らは、1 前段のとおり、本件保安規定変更認可における火山モニタリングについては、火山ガイドの要求事項を満たしておらず、設置許可基準規則第6条に不適合であるなどと主張するようである。

そうすると、申立人らの主張は、本件保安規定変更認可の違法又は不当をいうものではなく、その前提である設置変更許可処分の違法又は不当をいうものであるので、主張自体失当である。

したがって、申立人らの主張には理由がない。

本件保安規定変更認可に先立つ火山ガイドの改訂が必要であったにもかかわらずこれを行っておらず、改訂された場合には本件発電所は立地不適となるはずであるという主張について

申立人らは、1 のとおり、当委員会による審査に際しては、先行して、火山ガイドの改訂が必要であったがこれが実施されておらず、改訂された場合には本件発電所は立地不適となるはずであるなどと主張するようである。

そうすると、申立人らの主張は、本件保安規定変更認可の違法又は不当をいうものではなく、設置変更許可処分の違法又は不当をいうものであるので、主張自体失当である。

したがって、申立人らの主張には理由がない。

その他の本件異議申立ての審理の対象外の事項について

申立人らの主張は多岐にわたり、異議申立書及び口頭意見陳述の内容を精査したところ、巨大噴火の噴出規模を数十 km^3 程度としているのは不合理である

と主張するなど、本件保安規定変更認可に関する事項以外の事項についても主張するようであるが、これらは本件審査の対象ではない。

したがって、申立人らの主張には理由がない。

以上によれば、本件執行停止申立ての本案である異議申立てにおける申立人らの主張との関係で、本件保安規定変更認可に違法又は不当な点はない。

したがって、行政不服審査法第 34 条第 4 項ただし書の「本案について理由がないとみえるとき」に該当する。

第 4 結論

前記第 2 のとおり、「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要がある」ことは認められず、仮に「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要がある」と認められると仮定した場合でも、前記第 3 のとおり、「本案について理由がないとみえるとき」に該当することから、平成 27 年 7 月 23 日付けをもって執行停止申立てのあった本件保安規定変更認可については、その執行を停止しないこととした。